

【Q&A 方式のサンプル】（ですます調）

Q. 簡易課税制度は、中小企業と大企業、どちらを狙ったものなのでしょうか？

中小企業向けの制度です。中小企業はその事業規模から事務的負担が大きいことが理由です。簡易課税制度は消費税導入と時を同じくして導入されました。

当時、適用上限は 5 億円でした。なぜなら消費税の導入そのものが大反対されていたからです。導入時、赤字でも払わなければならない悪税という話が多かく、その声を少しでも抑えるために導入されたのが簡易課税制度でした。益税はあって当然で、企業に得をさせておいて反対意見を沈静化させようとする狙いでした。

Q. 業種は 5 種までありますが、事業モデルや業態は、星の数ほどあってしかるべきです。しかし、実際細分化することは不可能です。どういうふうにするのがベストなのでしょうか？

この手の税制がいちばん発展していると言われているドイツの税制をみるとわかりやすいです。みなし仕入率の区分が多いということです。たとえば、卸売業。日本であれば 90 パーセントですが、ドイツでは同じ卸売業でも売っているものによって仕入率が違ってしかるべきだという考えのもと、分けています。

私見として、区分の細分化は素晴らしいと思いますが、そもそも簡易課税制度ではなくなります。つまり簡易な手続きでなくなるのではないのでしょうか。

Q.事務負担の軽減を図る本来の目的が変わってくるということでしょうか？

そのとおりです。簡易どころか余計に煩雑になり、それでは本末転倒です。

Q.そもそも仕入とみなしているパーセンテージは適切なものなのでしょうか？

制度上で問題なのが業種間の不公平です。サービス業で 50 パーセントのみなし仕入率でありながら、たとえば、美容院と旅館業が同じ区分に属しています。

事業規模にもよりますが、美容院と旅館業、実際にはどちらの仕入率が高いかは容易に想像できるでしょう。もっとも問題なのがみなし仕入率が 50 パーセントの第 5 種事業、とくに不動産業です。物件を売買する事業体と賃貸の仲介を行う事業体とでは事業の性格が大きく異なります。仲介業が仕入率 50 パーセントというのは常識的にはありえません。

Q. では、簡易課税制度は実体を映し出していないのではありませんか？

そのとおりです。そして一度申請すると 2 年間は変更することができません。

選択によって先々の結果が大きく異なるため、慎重を期すべき制度であると言えます。通常、税金であれば過剰に納めた分は戻ってきます。還付ですね。しかし、簡易課税制度を適用した場合は還付はなされません。

Q.簡易課税と原則、どちらがよいかで税理士と顧客との間にトラブルが生まれ

るのではないのでしょうか？

税理士業の観点から、簡易課税か原則か、どちらを選択すればよいかという有利選択の問題があります。制度上、2年前から決めておかなければならず、たとえば、結果として原則のほうが有利であったのに簡易を選択してしまったとか、逆の場合もしかりです。そうすると多額の賠償金を求められる可能性が生じてしまいます。税理士業の観点からは、なくなってほしい制度ではあります。

Q.それでは税理士も安易に決定することが困難になるということでしょうか？

そのとおりです。たとえば、1億円の税金を損したとなると、この1億円をどうしてくれるのかという話になります。現在では税理士がミスを犯したときのための保険があります。

Q.2年間変更がきかないということは、将来どれだけの事業規模になるとか売上規模がどうなるのかというのを見越した上で決めなければならないということでしょうか？

そのとおりです。

Q.未来のことであり、どれだけの事業規模になるのかわかりません。要は勘ではないのでしょうか？

精度の問題は残りますが、2年という比較的近い先行きであるため、ある程度

の予測はつきます。

Q.簡易課税制度を選択する理由はほかに何かあるのでしょうか？

もともと簡易課税制度は時限措置でした。それがいつの間にか多くの時間が経過してしまいました。実際、政府も本当は早いうちに打ち切ろうと思ったらしいのですが、企業からすればよほど設備投資をしない限りは、益税問題がよく言われてるだけあって、得をしています。ですから、簡易課税制度を選択する理由は、消費税額を計算するのが煩雑なのではなくて、得をしているからです。